

「真岡市新型コロナウイルス感染症予防対策支援金」Q & A

No.	質 問	回 答
1	どのような事業者が対象となりますか？	市内で事業を営み、市税を完納している事業者のうち、一般消費者向けに対面接客を行う営業店舗等を有している、次の8つの業種となります。①小売業 ②不動産業(代理・仲介業) ③宿泊業 ④飲食サービス業 ⑤生活関連サービス業 ⑥学習支援業 ⑦医療業 ⑧運輸業(道路旅客運送業)
2	複数事業所の1つが市外にあります。対象となりますか？	複数事業所については、それぞれが対象要件を満たしていることが条件となりますので、市外事業所は対象外となります。業種についても同様となりますので、対象事業者に当てはまらない事業所は複数事業所には含みません。
3	実施した対策が20,000円に満たない場合は、対象になりませんか？	支援金は予防対策経費の補助として一律20,000円(または50,000円)としています。写真などで十分な対策が取られていると判断できれば、今後も経費がかかることに配慮し、対象といたします。ただし、不十分と判断した場合には、追加の対策をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
4	予防対策を追加で行った場合、2回目の申請はできますか？	支援金は、1事業者につき1回限りとなります。
5	市外在住ですが、事業所が真岡市にある場合は対象となりますか？	市内に主たる事業所があれば対象となります。逆に市内在住であっても、主たる事業所が市外の場合には対象なりません。
6	4月にテークアウトを実施しましたが、現在は実施していない場合、対象となりますか？	テークアウト実施時の証明として、容器等の領収書や写真、当時のチラシ等を添付してください。また、引き続き対策に努めていただくことが条件となりますので、ほかの対策を合わせて実施し、申請していただいたうえで判断いたします。
7	プロパンガス、灯油の配達が主な業務の場合、対象になりますか？	配達は対面接客ではないため対象外となりますが、店頭で対面販売を行っていれば対象となります。
8	不動産業はすべて対象になりますか？	不動産業で該当となるのは、不動産取引業の中で不動産代理業・仲介業で、かつ対面接客を行う事業所となります。不動産賃貸・管理業は該当なりません。
9	従業員用にマスクを調達しました。対象となりますか？	マスクは対象外となります。支援金は予防対策経費の一部補助ですので、支給額に見合った十分な対策をお願いします。
10	この支援金を機に、感染予防対策を実施したいと考えていますが、対象となりますか？	事業継続のためには、感染症予防対策は不可欠と考えますので、期限までに十分な対策を実施していただければ、対象となります。
11	証明できるもの(写真、領収書等)はどのようなものを添付すればいいですか？	対面接客が確認できる写真や、消毒液等が置いてある場所が確認できる写真(それぞれ複数枚あると望ましい)、領収書がある場合には、項目、金額が確認できるものを添付してください。複数事業所の場合、事業所ごとに添付してください。
12	振込先の口座名義が申請者名と違う場合、振り込まれますか？	振込口座は、申請者本人名義のものでお願いいたします。一致する口座がない場合には、担当までご連絡ください。
13	申請してから交付されるまでの期間はどのくらいですか？	申請書の到着後、支払いまでに約2週間程度を想定しています。なお、書類に不備がある場合は支払いが遅れますので、十分ご確認をお願いします。なお交付決定となった方には交付決定通知書を、交付決定とならなかった方には不交付決定通知書を郵送で通知いたします。
14	申請が取り消されることはありますか？	申請に虚偽があった場合には、交付決定を取り消し、返還していただくこととなります。また、受給後も引き続き予防対策に努めることを前提としておりますので、厳守していただきますよう、お願いいたします。